

十日町市「週休2日取得モデル工事」令和7年4月試行実施要領

1 目的

建設現場における週休2日の更なる推進及び質の向上を図ることを目的として「週休2日取得モデル工事」を本要領により試行する。

2 試行対象工事

- ・ 令和7年4月1日以降に入札公告となる土木工事（土木一式（下水道含む）、舗装、管、造園、さく井工事）を対象とする。
- ・ 「週休2日取得モデル工事特記仕様書」が添付されていなくても、受発注者協議により対象とすることができる。
- ・ ただし、以下に該当する工事は対象外とする
 - （1）緊急性を要する場合等、週休2日の確保が妥当でないと判断される工事。
 - （2）現場施工期間が休工日を含めて7日間未満の工事。

3 用語の定義

（1）週休2日

- ①月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- ②通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

（2）対象期間

工事着手日から工事完了日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場制作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

（3）現場閉所

巡回パトロール、保守点検及び交通誘導警備員による交通規制等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

（4）4週8休以上

- ①月単位の4週8休以上とは、対象期間内の全ての月毎の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている状態をいう。

②通期の4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

4 発注方式

発注方式は、受注者希望方式とする。

受注者希望方式とは、通期の週休2日を必須として、受注者が、工事着手前に、発注者に対して月単位の週休2日に取り組む旨を協議した上で取り組む方式である。

5 実施手順

（1）設計書作成時

- ①当初より補正対象経費に「通期」の補正係数を乗じる。
- ②設計書に「週休2日取得モデル工事特記仕様書」を添付する。

（2）受注者決定後

- ①受注者は、施工条件を踏まえて「月単位」の希望の有無を決定し、打合せ簿により監督員と協議すること。協議後に、現場閉所日（計画）を設定した計画工程表を作成する。施工条件を踏まえて後記日数が不足する場合は、工期日数の付与について監督員と協議できるものとする。
- ②受注者は、工事着手前までに計画工程表を提出する。

（3）施工中

- ①（月単位の場合）監督員は適宜、実工程表等により現場閉所の達成状況を確認し、施工プロセスチェックに記載する。

（4）現場完了以降

- ①監督員は、実工程表等により現場閉所の達成状況を確認する。
「月単位」を希望して「月単位」の4週8休以上を達成して場合は、「月単位」の週休2日補正係数に変更設計する。
「月単位」を希望して「月単位」の4週8休に満たない場合、「月単位」を希望せずに「月単位」の4週8休以上を達成して場合は、「通期」の週休2日補正係数のままとする。
「通期」の4週8休に満たない場合は、補正分を減額変更設計するものとする。
- ②工事完成検査において、検査職員は実工程表等により達成状況を確認するものとする。
- ③「月単位」の4週8休以上を達成して場合は、工事成績評定において取り組みを評価する。
また、提出された工程表が「通期」の週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に「通期」の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評定において点数を減ずる措置を行うものとする。

6 その他

運用の詳細

- ①達成状況の確認に関しては「達成状況確認の詳細」を参照すること。
- ②補正対象、補正係数に関しては「週休2日補正係数一覧表」を参照すること。
- ③費用計上に係る計算仕様に関しては「週休2日補正計算仕様」を参照すること。